

政令第三百九十二号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

目次

- 第一章 内閣官房関係（第一条）
- 第二章 内閣府関係（第二条―第四条）
- 第三章 総務省関係（第五条―第十八条）
- 第四章 法務省関係（第十九条―第三十条）
- 第五章 外務省関係（第三十一条）
- 第六章 財務省関係（第三十二条―第三十六条）

第七章 文部科学省関係（第三十七条）

第八章 厚生労働省関係（第三十八条―第五十条）

第九章 農林水産省関係（第五十一条―第六十一条）

第十章 経済産業省関係（第六十二条―第六十六条）

第十一章 国土交通省関係（第六十七条―第八十四条）

第十二章 防衛省関係（第八十五条）

附則

第一章 内閣官房関係

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第一条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一総務省の項中「電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局」を

「行政不服審査会に置かれる事
電気通信紛争処理委員会に置

務局

かれる事務局」
に改める。

第二章 内閣府関係

(公認会計士法施行令等の一部改正)

第二条 次に掲げる政令の規定中「八十日」を「百十日」に改める。

一 公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第二十七条第六項

二 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十四第六項

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第六条第六項

四 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十三条の四第六項、第二十六条第六項、第三十三

条第六項、第三十八条の六第六項及び第四十三条第六項

五 信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)第十一条第六項

六 資金決済に関する法律施行令(平成二十二年政令第十九号)第十一条第六項及び第十九条第六項

(公文書管理委員会令の一部改正)

第三条 公文書管理委員会令（平成二十二年政令第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第四条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出し中「縦覧」の下に「及び意見書の内容の審査」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一

項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）

第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意

見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九

条中「審理員」とあるのは「国家戦略特別区域会議」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土

交通省令」と読み替えるものとする。

第二十六条の見出し中「縦覧」の下に「及び意見書の内容の審査」を加え、同条中「第二十二條」を「

第二十二條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第二十二條第二項の規定は、法第二十四條第六項において準用する行政不服審査法第三十一條第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四條第六項において準用する行政不服審査法第三十七條第二項の規定による意見の聴取について準用する。

第三章 総務省関係

(恩給給与規則の一部改正)

第五條 恩給給与規則(大正十二年勅令第三百六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條中「処分」の下に「又ハ其ノ不作為」を加え、「異議申立又ハ」を削る。

(地方自治法施行令の一部改正)

第六條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

地方自治法施行令目次中「第八章 大都市等に関する特例」を
「第三節 条例による事務処理の特例
第八章 大都市等に関する特例

に改める。

第二編第七章に次の一節を加える。

第三節 条例による事務処理の特例

(再々審査請求への行政不服審査法施行令の規定の準用)

第七百七十四条の二十五の二 地方自治法第二百五十二条の十七の四第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第十九条の規定を準用する。

第七百七十八条の次に次の四条を加える。

第七百七十八条の二 地方自治法第二百五十五条の五第一項に規定する審査請求(以下この条において「審査請求」という。)についての行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第二項	第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)	自治紛争処理委員
第十三条第一項及び第	審理員	自治紛争処理委員

<p>二項、第二十五条第七項並びに第二十八条</p>	<p>第二十九条第一項</p>		<p>審理員 指名された</p>	<p>第二十九条第二項及び第五項、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条から第三十七条まで、第三十八条第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条、第四十条並びに第四十一条第一</p>
	<p>自治紛争処理委員</p>		<p>任命された</p>	<p>自治紛争処理委員</p>

項及び第二項		
第四十一条第三項	審理員が	自治紛争処理委員が
第四十二条	審理員意見書	自治紛争処理委員意見書
第四十四条	<p>行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経</p>	<p>自治紛争処理委員意見書が提出されたとき</p>

	たとき)	
第五十条第一項第四号	審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書	自治紛争処理委員意見書
第五十条第二項	第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書	前項の裁決書には、自治紛争処理委員意見書

審査請求については、行政不服審査法施行令第一条及び第二条の規定は適用しないものとし、同令の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審理員	自治紛争処理委員
第八条、第九条並びに	審理員 指名されている	自治紛争処理委員 任命されている

第十三条第一項及び第二項		
第十五条第一項第五号	若しくは特定意見聴取、法	、法
第十六条	審理員は 審理員意見書	自治紛争処理委員は 自治紛争処理委員意見書

審査請求に関しては、次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第一項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（以下この項において「読替え後の行政不服審査法」という。）第十一条第二項の規定による総代の互選を命ずる決定
- 二 読替え後の行政不服審査法第十三条第一項の規定による利害関係人（同項に規定する利害関係人をいう。次号において同じ。）が審査請求に参加することの許可についての決定
- 三 読替え後の行政不服審査法第十三条第二項の規定による利害関係人に審査請求への参加を求める決定
- 四 読替え後の行政不服審査法第三十一条第一項ただし書の規定による申立人（同項本文に規定する申

立人をいう。次号において同じ。)に口頭意見陳述(同条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。同号において同じ。)の機会を与えないことの決定

五 読替え後の行政不服審査法第三十一条第三項の規定による申立人が補佐人とともに口頭意見陳述に出頭することの許可についての決定

六 読替え後の行政不服審査法第三十二条第三項の規定による証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間の決定

七 読替え後の行政不服審査法第三十三条の規定による物件の提出要求及び提出された物件を留め置くことについての決定

八 読替え後の行政不服審査法第三十四条の規定による参考人の陳述及び鑑定の要求についての決定

九 読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項の規定による必要な場所の検証についての決定

十 読替え後の行政不服審査法第三十七条第一項の規定による審理関係人(読替え後の行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。次号において同じ。)の意見の聴取を行うことの決定

十一 読替え後の行政不服審査法第三十七条第二項の規定による音声の送受信により通話をするものが

できる方法によつて審理関係人の意見の聴取を行うことの決定

十二 読替え後の行政不服審査法第三十七条第三項の規定による審理手続の終結の予定時期の決定又は変更

十三 読替え後の行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付の拒否の決定

十四 読替え後の行政不服審査法第三十八条第三項の規定による閲覧の日時及び場所の決定

十五 読替え後の行政不服審査法第三十八条第五項の規定による手数料の減免についての決定

十六 読替え後の行政不服審査法第三十九条の規定による審理手続の併合又は分離についての決定

十七 読替え後の行政不服審査法第四十条の規定による執行停止の意見書の提出についての決定

十八 読替え後の行政不服審査法第四十一条第一項及び第二項の規定による審理手続の終結についての決定

決定

十九 読替え後の行政不服審査法第四十二条第一項の規定による同項に規定する自治紛争処理委員意見書の作成についての決定

二十 前項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行令第八条の規定による映像と音声の送

受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができする方法によつて審理を行うことの
 決定

第七十八條の三 地方自治法第二百五十五條の五第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請（以下この条において「審査の申立て等」という。）についての同法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法（第九條を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第二項	第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	自治紛争処理委員
第十三條第一項及び第二項	審理員	自治紛争処理委員
第二十五條第七項	審理員 第四十條	自治紛争処理委員 地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第四十條

第二十八条	審理員	自治紛争処理委員
第二十九条第一項	審理員	自治紛争処理委員
第二十九条第二項及び第五項	指名された 審理員	任命された 自治紛争処理委員
第三十条第一項	前条第五項 審理員	地方自治法第二百五十八条第一項に おいて準用する前条第五項 自治紛争処理委員
第三十条第二項	第四十条 審理員	地方自治法第二百五十八条第一項に おいて準用する第四十条 自治紛争処理委員
第三十条第三項	審理員	自治紛争処理委員
第三十一条第一項	審理員	自治紛争処理委員

	第四十一条第二項第二号		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第二項第二号
第三十一条第二項	前項本文	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項本文	
第三十一条第三項から第五項まで	審理員	自治紛争処理委員	
第三十二条第三項	前二項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前二項	
第三十三条、第三十四条及び第三十五条第一	審理員	自治紛争処理委員	

第三十七条第三項		第三十七条第二項		第三十七条第一項		第三十六条		第三十五条第二項		項
前二項	審理員	前項	審理員	第三十一条	審理員	審理員	前項	審理員		
地方自治法第二百五十八条第一項に	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八条第一項に おいて準用する前項	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八条第一項に おいて準用する第三十一条	自治紛争処理委員	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八条第一項に おいて準用する前項	自治紛争処理委員		

		第三十八条第一項				
次項	第三十二条第一項	第二十九条第四項各号	審理員	第四十一条第一項	第四十一条第一項	第三十一条
	同法第二百五十八条第一項において準用する第三十二条第一項	同法第二百五十八条第一項において準用する第二十九条第四項各号	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項	同項において準用する第四十一条第一項	同条第一項において準用する第三十一条
	同法第二百五十八条第一項において					において準用する前二項

第四十一条第二項		第四十一条第二項第一号	
前項	審理員	第二十九条第二項	第三十条第一項後段
地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第二十九条第二項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第一項後段
		第三十条第二項後段	第三十二条第三項
			第三十三条前段
地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十三条前段		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十二条第三項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十三条前段

第四十一条第三項	審理員が	自治紛争処理委員が地方自治法第二百五十八条第一項において準用する
次条第一項	同条第一項において準用する次条第一項	同条第一項において準用する次条第一項
審理員意見書	自治紛争処理委員意見書	自治紛争処理委員意見書
同条第二項及び第四十三条第二項	同法第二百五十八条第一項において準用する次条第二項	同法第二百五十八条第一項において準用する次条第二項
審理員は	自治紛争処理委員は	自治紛争処理委員は
審理員意見書	自治紛争処理委員意見書	自治紛争処理委員意見書
第四十四条	行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を	自治紛争処理委員意見書が提出されたとき

	第五十条第一項第四号	第五十条第二項
<p>除く。)にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)</p>	<p>第一号</p> <p>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書</p>	<p>第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、</p> <p>審理員意見書</p>
	<p>地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第一号</p> <p>自治紛争処理委員意見書</p>	<p>地方自治法第二百五十八条第一項において準用する</p> <p>自治紛争処理委員意見書</p>

審査の申立て等については、第七百七十八条の五において準用する行政不服審査法施行令第一条及び第二条の規定は適用しないものとし、第七百七十八条の五において準用する同令の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審理員	自治紛争処理委員
	指名されている	任命されている
第八条、第九条並びに第十三条第一項及び第二項	審理員	自治紛争処理委員
第十六条	審理員は	自治紛争処理委員は
	審理員意見書	自治紛争処理委員意見書

審査の申立て等に関しては、前条第三項（第十六号を除く。）の規定を準用する。

第七百七十八条の四 前二条に規定するものを除くほか、地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定によ

る自治紛争処理委員の審理の手續の細目は、総務省令で定める。

第七十八條の五 第七十八條の三第二項及び同條第三項において準用する第七十八條の二第三項第二十号に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法第二百五十八條第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行令第一章（第十五條第一項第一号及び第二項並びに第十七條を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十五條第一項第五号中「若しくは特定意見聴取、法」とあるのは、「法」と読み替えるものとする。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第七條 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第二百二十九條の四―第二百十九條の七）」を
「第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動（第二百二十九條の四―第二百二十九條の七）」を
「第十二章の四 選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（第二百二十九條の八）」に改める。

第一条の二第一項中「、第二百六条第二項」及び「、第二百三十八条の七第二項」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第十五条の二 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

第二十三条の十一の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十三条の十一の二 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十条の八第一項において準用する法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条

中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

第十二章の三の次に次の一章を加える。

第十二章の四 選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て

（行政不服審査法施行令の準用）

第二百二十九条の八 行政不服審査法施行令第三条、第四条第二項及び第三項、第七条から第十一条まで並びに第十四条の規定は、法第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七条第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」と、同令第八条中「審理員」とあ

るのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人（公職選挙法第二百十六条第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係をいう。以下この条において同じ。）がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

2 行政不服審査法施行令第三条から第十一条まで及び第十四条の規定は、法第二百二条第二項及び第二百二条第二項の審査の申立てについて準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査の申立てを受けた選挙管理委員会（以下「審査庁」という。）」と、同令第七条第一項中「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「審理関係人（公職選挙法第二百十六条第二項において準用する法第三十条第二項に規定する審理関係をいう。以下この条において同じ。）がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

(地方税法施行令の一部改正)

第八条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項ただし書、第九条の五第一項第二号イ並びに第二十九条第二項及び第五項第二号イ中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

第三十五条の十四及び附則第六条の八中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二十七条」を「行政不服審査

法(平成二十六年法律第六十八号)第三十四条」に、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改める。

(住民基本台帳法施行令の一部改正)

第十条 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第六号中「その他の」を「その他」に改め、同号イ中「第三十一条の四の規定による」を「の規定により市町村長がした処分に係る」に改め、「若しくは異議申立てについての決定」を削り、

「同条の」を「当該」に改め、同号二中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
第十五条の二第五号中「、異議申立て」を削り、同条第六号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。
第三十一条第二項の表第三十一条の四の項を削る。

(行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「定める者等」を「定める者」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

(総務省組織令の一部改正)

第十二条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二百二十条第五項第六号中「異議申立て、」を削る。

第二百二十二条第一項中「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)」を「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)」に改める。

附則第二十条第六号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正)

第十三条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二十二条」を「第二十一条」に改める。

第二十一条を削り、第二十二条を第二十一条とする。

(情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令の一部改正)

第十四条 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令(平成十五年政令第五百五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「事件」の下に「の手続」を加え、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「事件」の下に「の手続」を加え、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第四条の見出しを「(審査請求人等の意見の聴取)」に改め、同条中「求め、又は法第十三条第一項の

規定に基づき閲覧をさせようとする」を「求めようとする」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第十五条 市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表第二百十六条第一項の項及び第二百十六条第二項の項を次のように改める。

第二百十六条第一項	
、第二十七条 及び第四十四条 公職選挙法	から第二十七条まで 、第二十五条第七項及び第四十四条 市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第五条 第三十二項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)
第三十条第三項	第二十五条第七項中「とき、又は審

				第二百十六條第二項			
第二十九條第一項中		公職選挙法		当該選挙に関する事務を管理する		及び第四十四條	
第二十五條第七項中「とき、又は審		市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五條第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）		市町村又は特別区の		、第二十五條第七項及び第四十四條	
						、第二十七條	
						第四十五條第一項及び第二項	
						から第二十七條まで	
						第三十條第三項	
						<p>理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法</p>	

第二十二条中「、第二百二十九条第一項」の下に「、第二百二十九条の八」を加え、同条の表第二百二十九条第一項の項の次に次のように加える。

		<p>理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項中</p>
<p>第二百二十九条の八第二項</p>	<p>「公職選挙法 当該選挙に関する事務を管理する (公職選挙法</p>	<p>「市町村の合併の特例に関する法律 (平成十六年法律第五十九号) 第五条第三十二項において準用する公職選挙法 市町村又は特別区の (市町村の合併の特例に関する法律 第五条第三十二項において準用する</p>

（日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第十六条 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を次のように改める。

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第七条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十五条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第二十五条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

第八条 削除

第二十八条を削り、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十六条 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定は、法第三十九条第一項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第三十九条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第十七条 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を

次のように改正する。

第六条の表第二百十六条第一項の項及び第二百十六条第二項の項を次のように改める。

第二百十六条第一項	
、第二十七条	から第二十七条まで
第四十五条第一項及び第二項 及び第四十四条	第四十五条 、第二十五条第七項及び第四十四条
公職選挙法	大都市地域における特別区の設置に 関する法律（平成二十四年法律第八 十号）第七条第六項において準用す る公職選挙法（昭和二十五年法律第 百号）
第三十条第三項	第二十五条第七項中「とき、又は審 理員から第四十条に規定する執行停 止をすべき旨の意見書が提出された

		第二百十六條第二項			
第二十九條第一項中		公職選挙法	当該選挙に関する事務を管理する	及び第四十四條	第四十五條第一項及び第二項
第二十五條第七項中「とき、又は審理員から第四十條に規定する執行停	百号）	る公職選挙法（昭和二十五年法律第	十号）第七條第六項において準用す	關する法律（平成二十四年法律第八	大都市地域における特別区の設置に
			市町村の	、第二十五條第七項及び第四十四條	第四十五條
				から第二十七條まで	第三十條第三項
					とき」とあるのは「とき」と、同法

第八条中「、第二百二十九条第一項」の下に「、第二百二十九条の八」を加え、同条の表第二百二十九条第一項各号の項の次に次のように加える。

	止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項中

項	第二百二十九条の八第二	「公職選挙法	「大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第六項において準用する公職選挙法
		当該選挙に関する事務を管理する	市町村の
		（公職選挙法	（大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する公職選挙法

(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正)

第十八条 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十五年政令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条に後段として次のように加える。

この場合において、慰労金に関する処分(行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行後にされたものに限る。)についての審査請求に係る旧基金法第二十六条の規定の適用については、同条の見出し中「異議申立期間」とあるのは「審査請求期間」と、同条第一項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条」とあるのは「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」と、「一年以内」とあるのは「一年」と、同条第二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項」とあるのは「第十八条第二項」と、「準用しない」とあるのは「適用しない」とする。

(建設機械登記令の一部改正)

第十九条 建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「、第二十二條並びに第二十三條」を「並びに第二十二條から第二十六條まで」に、
「及び第五百五十一條第二項」を「、第五百五十一條第二項及び第五百五十七條第六項並びに同令第二十五條」
に、「、不動産登記法」を「、同法」に、「第八條第三項中」を「同法第八條第三項中」に、「第百
五十一條第二項中」を「同法第五百五十一條第二項中」に改め、「の登記」との下に「、同法第五百十七
條第六項中「不動産登記法(」とあるのは「建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六條第
一項において準用する不動産登記法(」と、「不動産登記法第五百五十七條第二項」とあるのは「建設機械
登記令第十六條第一項において準用する不動産登記法第五百五十七條第二項」とを、「準用する第三條第
十一号ハに規定する登記権利者」との下に「、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「建設機
械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六條第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産
登記令」とあるのは「同令第十六條第一項において準用する不動産登記令」とを加える。

(鈹害賠償登録令の一部改正)

第二十条 鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条の二」を「第三十二条」に改める。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

（審査請求）

第二十九条 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作为に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。

（審査請求事件の処理）

第三十条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作为に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。

2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規

定する審理員をいう。第四項において同じ。）に送付するものとする。

3 前項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。

4 第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。

6 第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

7 第五項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

8 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法及び行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、

「弁明書の提出」とあるのは「鉦害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「鉦害賠償登録令第三十条第二項の意見」と、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「鉦害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「同条第四項に規定する意見書の副本（同条第七項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

第三十一条 第二十九条第一項の法務局又は地方法務局長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登録上の利害関係人に通知しなければならない。

2 第二十九条第一項の法務局又は地方法務局長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならない。

3 登記官は、第一項の規定による命令により登録をするときは、命令をした法務局又は地方法務局長、命令の年月日、命令により登録をする旨及び登録の年月日を記載し、押印しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第三十二条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第一項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、第二十九条第一項の審査請求については、適用しない。

第三十二条の二を削る。

（企業担保登記登録令の一部改正）

第二十一条 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「第一百五十七条第一項から第三項まで」を「第一百五十七条（第四項を除く。）」に、「第二十二條並びに第二十三條」を「並びに第二十二條から第二十六條まで」に、「不動産登記法第二十五条第一号」を「同法第二十五条第一号」に、「及び第一百五十一条第二項並びに不動産登記令第二十条第二号」を「、第一百五十一条第二項及び第一百五十七条第六項並びに同令第二十条第二号及び第二十五条」に改め、「の登記」との下に「、同法第一百五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「企業担保登記登

録令（昭和三十三年政令第八十七号）第十六条において準用する不動産登記法（「と」、「不動産登記法
第五十七号第二項」とあるのは「企業担保登記登録令第十六条において準用する不動産登記法第五十
七号第二項」とを、「となる者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「企業
担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）第十六条において準用する不動産登記法」と、「不動
産登記令」とあるのは「同令第十六条において準用する不動産登記令」と」を加える。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第二十二條 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三條の次に次の一條を加える。

（審査請求に関する技術的読替え等）

第三條の二 法第六十一條の二の九第六項の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）
の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる行政不服 審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------------	-----------	---------

第三十七条第一項及び第三項	第三十一条	入管法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される第三十一条及び第三十二条
---------------	-------	---

2 法第六十一条の二の九第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政不服審査法施行令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第一項	反論書は	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十条第一項に規定す

<p>第七條第二項</p>	<p>第七條第四項</p>		<p>第七條第三項</p>	<p>第七條第二項</p>	
<p>反論書</p>	<p>反論書</p>	<p>当該反論</p>	<p>反論書</p>	<p>法第三十條第三項</p>	<p>反論書</p>
<p>反論が</p>	<p>当該反論書</p>		<p>申述書</p>	<p>申述書</p>	<p>当該主張</p>
<p>申述書</p>	<p>入管法第六十一條の二の九第六項の規定により読み替えて適用される法第三十條第三項</p>	<p>申述書</p>	<p>主張が</p>	<p>当該申述書</p>	<p>う。）は る申述書（以下単に「申述書」とい</p>

第十五条第四項	
反論書	当該反論
申述書	当該主張

(動産・債権譲渡登記令の一部改正)

第二十三条 動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十四条」に改める。

第二十一条を第二十四条とし、第二十条の次に次の三条を加える。

(事件の送付)

第二十一条 法第十九条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によってする。

(意見書の提出等)

第二十二条 法第十九条第四項の意見を記載した書面(以下この条において「意見書」という。)は、正

本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。

3 法第十九条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第二十三条 法第十九条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)第十九条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)」第二十二條第一項に規定する意見書の副本(同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

(後見登記等に関する政令の一部改正)

第二十四条 後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十八条」に改める。

第十五条を第十八条とし、第十四条の次に次の三条を加える。

（事件の送付）

第十五条 法第十五条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。

（意見書の提出等）

第十六条 法第十五条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。

3 法第十五条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（行政不服審査法施行令の規定の読替え）

第十七条 法第十五条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）第十五条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十六条第一項に規定する意見書の副本（同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

（法務省組織令の一部改正）

第二十五条 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第五号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（不動産登記令の一部改正）

第二十六条 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十七条」に改める。

第二十四条を第二十七条とし、第二十三条を第二十六条とし、第二十二條の次に次の三條を加える。

（事件の送付）

第二十三条 法第五十七条第二項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によってする。

（意見書の提出等）

第二十四条 法第五十七条第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は

、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一條第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従って意見書が提出されたものとみなす。

3 法第五十七条第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によってする。

4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第二十五条 法第百五十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第百五十七条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第二十四条第一項に規定する意見書の副本(同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。)」とする。

(船舶登記令の一部改正)

第二十七条 船舶登記令(平成十七年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「、第二十二條並びに第二十三條」を「並びに第二十二條から第二十六條まで」に、「及び第百五十一條第二項」を「、第百五十一條第二項及び第百五十七條第六項並びに同令第二十五條」に、「、不動産登記法」を「、同法」に改め、「の登記」との下に「、同法第百五十七條第六項中「

不動産登記法（「とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第一項において準用する不動産登記法第百五十七条第二項」とを、「準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第一項において準用する不動産登記令」とを加え、同条第二項中「、第二十二條並びに第二十三條」を「並びに第二十二條から第二十六條まで」に改め、「（不動産登記法第百五十一条第二項」の下に「及び第百五十七条第六項並びに同令第二十五条」を加え、「、不動産登記法」を「、同法」に改め、「の登記」と」の下に「、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第二項において準用する不動産登記法第百五十七条第二項」とを、「船舶登記令」の下に「（平成十七年政令第十一号）」を、「準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と」の下に「、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平

成十七年政令第十一号)第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第二項において準用する不動産登記令」とを加える。

(農業用動産抵当登記令の一部改正)

第二十八条 農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「、第二十二條並びに第二十三條」を「並びに第二十二條から第二十六條まで」に、「及び第二百五十一條第二項」を「、第二百五十一條第二項及び第二百五十七條第六項並びに同令第二十五條」に、「、不動産登記法」を「、同法」に改め、「の登記」との下に「、同法第二百五十七條第六項中「不動産登記法(」とあるのは「農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第十八條において準用する不動産登記法(」と、「不動産登記法第二百五十七條第二項」とあるのは「農業用動産抵当登記令第十八條において準用する不動産登記法第二百五十七條第二項」とを、「準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者」との下に「、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第十八條において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十八條において準用する不動産登記令」とを加える。

(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令(平成十八年政令第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(矯正管区の長に対する審査の申請の書面への押印又は指印)

第二条の二 法第五百五十七条第一項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の書面には、法第五百五十七条第一項の規定による審査の申請を行う者(その者が法人その他の社団又は財団である場合にあつては、代表者又は管理人)が押印し、又は指印しなければならない。

第三条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える行政不服審

読み替えられる字句

読み替える字句

査法の規定

第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者 審査庁	相続人 審査庁（審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）
第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第五百五十七条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）

<p>第十九条第二項第三号</p>	<p>第十九条第二項第一号</p>	
<p>処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当</p>	<p>居所</p>	<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）</p>
<p>処分</p>	<p>居所（刑事施設に收容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称）</p>	<p>以下同じ。）の書面 刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律第百五十八条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間</p>

	第十九条第二項第五号		第二十二條第一項	第二十二條第五項
該決定)	処分庁	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 又は前項各号に掲げる 若しくは管理人、総代又は代理人	処分庁又は審査庁	前各項
	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）	又は財団である場合 に掲げる 又は管理人	審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百五十九条（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。

第四条の表を次のように改める。

	<p>又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁</p>	<p>以下同じ。()において準用する第一項</p>
<p>第二十三条</p>	<p>第十九条</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第五百五十七条第一項又は同法第五百五十九条において準用する第十九条第二項若しくは第四項</p>
<p>第二十五条第二項</p>	<p>処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁</p>	<p>審査庁</p>
<p>第二十五条第六項</p>	<p>から第四項までの場合</p>	<p>の場合</p>
<p>第三十九条</p>	<p>審理員</p>	<p>審査庁</p>

読み替える行政不服審査法の規定	第四十五条第一項	第四十六条第一項本文	第四十六条第二項第一号	第四十七条本文	第四十八条	第五十条第一項第四号
読み替えられる字句	審査庁	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	処分庁の	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	前条	理由（第一号の主文が審理員意見書
読み替える字句	審査庁（審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）	場合	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）の	場合	前条（ただし書及び第二号を除く。）	理由

	<p>第五十条第三項</p>
<p>又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	<p>及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>
	<p>並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第六十二条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同</p>

		<p>法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間</p>
<p>第五十一条第一項</p>	<p>(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達された</p>	<p>に送達された</p>
<p>第五十一条第四項</p>	<p>参加人及び処分庁等(審査庁以外の処分庁等に限る。)</p>	<p>処分庁</p>

第四条の次に次の一条を加える。

(法務大臣に対する再審査の申請の書面への押印又は指印)

第四条の二 第二条の二の規定は、法第百六十二条第一項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項

において準用する場合を含む。）の規定による再審査の申請の書面について準用する。
 第五条第二項の表を次のように改める。

<p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者</p>	<p>相続人</p>
<p>第十五条第三項</p>	<p>相続人その他の者 審査庁</p>	<p>相続人 再審査庁（再審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）</p>
<p>第十五条第四項及び第五項</p>	<p>相続人その他の者</p>	<p>相続人</p>
<p>第十八条第三項</p>	<p>次条に規定する審査請求書</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇</p>

	<p>に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十二条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面</p>
<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第六十二条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において</p>

第十九条第四項	第十九条第二項第五号	第十九条第二項第三号	第十九条第二項第一号	
若しくは財団である場合、総代を互	処分庁	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	居所	
又は財団である場合	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）	原裁判（審査の申請についての裁判をいう。以下同じ。）	居所（刑事施設に收容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称）	準用する同法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間

第四十六条第一項本文	第三十九条	第二十五条第六項	第二十五条第二項	第二十三条	
場合（前条第三項の規定の適用があ	審理員	から第四項までの場合	る審査庁 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	第十九条	選した場合又は代理人によって審査請求をする場合 又は前項各号に掲げる 若しくは管理人、総代又は代理人
場合	再審査庁	の場合	再審査庁	九条第二項若しくは第四項 は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項	又は管理人 に掲げる 又は管理人 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十二条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項

	<p>第四十七条本文</p>	<p>る場合を除く。）</p>
<p>第四十八条</p>	<p>前条</p>	<p>前条（ただし書及び第二号を除く。）</p>
<p>第五十条第一項第四号</p>	<p>理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	<p>理由</p>
<p>第五十一条第一項</p>	<p>（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の</p>	<p>に送達された</p>

第七条第二項の表を次のように改める。

第五十一条第四項		<p>規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された</p> <p>参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）</p>	
処分庁		読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	<p>読み替える字句</p> <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十三条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む）。</p>	

<p>第二十二條第一項</p>	
<p>処分庁又は審査庁</p>	<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）</p>
<p>申告先</p>	<p>以下同じ。）の書面 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第百六十三条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第百六十三条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間 行為につき、刑事施設の長</p>

<p>第二十二條第五項</p>	<p>前各項</p>			<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十三條第三項において準用する第一項</p>
<p>第二十三條</p>	<p>審査庁</p>	<p>第十九條</p>	<p>申告先</p>	<p>同條第一項の書面</p>
<p>第二十七條第一項</p>	<p>審査庁</p>	<p>裁決</p>	<p>申告先である行政庁</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十四條第一項又は第二項（これらの規定を同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一</p>

		<p>項において準用する場合を含む。） の規定による通知</p>
第三十九条	審理員	申告先である行政庁

第八条第二項の表を次のように改める。

<p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
第五十条第一項	<p>審査庁 裁決書</p>	<p>申告先である行政庁 通知書</p>
第五十条第一項第四号	<p>理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	理由

第五十条第三項

<p>審査庁は、再審査請求</p>	<p>申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告</p>
<p>裁決書に再審査請求 再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>	<p>通知書に当該申告 当該申告をすべき行政庁並びに同法第六十五条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第六十五条第三項（同法第二</p>

第十条第二項の表を次のように改める。

	<p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>第十八条第三項</p>
	<p>読み替えられる字句</p>	<p>次条に規定する審査請求書</p>
<p>百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。） において準用する同法第二百五十八条第二項に規定する期間</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面</p>

第二十三条	
審査庁	<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）</p>
申告先である行政庁	<p>第十九条</p> <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五条第二項（含む。）及び同法第六十五条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第五十八条第二項に規定する期間</p> <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五条第一項</p>

第二十七条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知
第三十九條	審理員	申告先である行政庁
第五十條第一項	裁決は	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知は
	審査庁	申告先である行政庁
第五十條第一項第四号	裁決書 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議	通知書 理由

会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）

第十条の次に次の一条を加える。

（警察本部長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）

第十条の二 第二条の二の規定は、法第二百二十九条第一項の規定による審査の申請の書面について準用する。

第十一条第二項の表を次のように改める。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人

第十五条第三項	相続人その他の者 審査庁	相続人 審査庁（審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）
第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書 前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百二十九条第一項の書面 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間

第十九条第二項第一号	居所	居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称）
第十九条第二項第三号	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分
第十九条第二項第五号	処分庁	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合 又は前項各号に掲げる	又は財団である場合 に掲げる

	第二十二條第一項			第二十五條第二項
若しくは管理人、総代又は代理人	処分庁又は審査庁	前各項	又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁	第十九條
又は管理人	審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九條第三項において準用する第一項	が審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九條第一項又は同條第三項において準用する第十九條第二項若しくは第四項
				審査庁

第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	審査庁
第四十六条第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由

<p>第五十一条第三項</p>	<p>及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>	<p>並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十条第二項並びに同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間</p>
<p>第五十一条第一項</p>	<p>（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された</p>	<p>に送達された</p>
<p>第五十一条第四項</p>	<p>参加人及び処分庁等（審査庁以外の</p>	<p>処分庁</p>

処分等に限る。）

第十一条の次に次の一条を加える。

（公安委員会に対する再審査の申請の書面への押印又は指印）

第十一条の二 第二条の二の規定は、法第二百三十条第一項の規定による再審査の申請の書面について準用する。

第十二条第二項の表を次のように改める。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	再審査庁（再審査の申請がされた行
審査庁		

第十九条第二項第一号		第十五条第四項及び第五項	
居所	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	次条に規定する審査請求書	政庁をいう。（以下同じ。） 相続人 相続人 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百三十条第一項の書面 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十条第二項並びに同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間 居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれ

第二十三条	第十九条第四項			第十九条第二項第五号	第十九条第二項第三号	
第十九条	若しくは管理人、総代又は代理人	又は前項各号に掲げる	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	処分庁	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	
刑事収容施設及び被収容者等の処遇	又は管理人	に掲げる	又は財団である場合	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）	をいう。以下同じ。） 原裁決（審査の申請についての裁決をいう。以下同じ。）	る警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称）

		<p>に関する法律第二百三十条第一項又は同条第三項において準用する第九条第二項若しくは第四項</p>
<p>第二十五条第二項</p>	<p>処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁</p>	<p>再審査庁</p>
<p>第二十五条第六項</p>	<p>から第四項までの場合</p>	<p>の場合</p>
<p>第三十九条</p>	<p>審理員</p>	<p>再審査庁</p>
<p>第四十六条第一項本文</p>	<p>場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）</p>	<p>場合</p>
<p>第四十七条本文</p>	<p>場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）</p>	<p>場合</p>
<p>第四十八条</p>	<p>前条</p>	<p>前条（ただし書及び第二号を除く。）</p>

<p>第五十条第一項第四号</p>	<p>理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	<p>理由</p>
<p>第五十一条第一項</p>	<p>（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された</p>	<p>に送達された</p>
<p>第五十一条第四項</p>	<p>参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）</p>	<p>処分庁</p>

第十四条第二項の表を次のように改める。

読み替える行政不服審査法の規定	第十八条第三項	第二十二條第一項
読み替えられる字句	次条に規定する審査請求書	処分につき、処分庁 処分庁又は審査庁
読み替える字句	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百三十一条第一項の書面	行為につき、留置業務管理者 申告先
読み替えられる字句	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間

<p>第二十二條第五項</p>	<p>前各項</p>			<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する第一項</p>
<p>第二十三條</p>	<p>第十九條</p>	<p>審査庁</p>	<p>審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書</p>	<p>同條第一項の書面</p>
<p>第二十七條第一項</p>	<p>審査庁</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知</p>	<p>申告先である行政庁</p>	<p>審査庁</p>
<p>裁決</p>	<p>審査庁</p>	<p>審査庁</p>	<p>審査庁</p>	<p>審査庁</p>

第三十九条	第五十条第一項	審理員 裁決は		審査庁 裁決書	第五十条第一項第四号 理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）
申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知は	申告先である行政庁	通知書	理由	

第五十条第三項			
	審査庁は、再審査請求	再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間をいう。）	
	裁決を	裁決書に再審査請求	通知書に当該申告
		再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	当該申告をすべき行政庁並びに同法第二百三十二条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間
			申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第一項の規定による申告 同法第二百三十一条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知を

第十六条第二項の表を次のように改める。

	第二十三条		第十八条第三項	読み替える行政不服審査法の規定
審査庁	第十九条		前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	読み替えられる字句
申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第一項	間 法第百五十八条第二項に規定する期間	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間	読み替える字句

第五十条第一項第四号				第三十九条	第二十七条第一項
理由（第一号の主文が審理員意見書	裁決書	審査庁		審理員	裁決
理由	通知書	申告先である行政庁	は 第一項又は第二項の規定による通知 において準用する同法第六十四条 に関する法律第二百三十二条第三項 刑事収容施設及び被収容者等の処遇	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇 に関する法律第二百三十二条第三項 において準用する同法第六十四条 第一項又は第二項の規定による通知

	<p>又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	
--	---	--

第十六条の次に次の一条を加える。

(管区海上保安本部長に対する審査の申請の書面への押印又は指印)

第十六条の二 第二条の二の規定は、法第二百七十五条第一項の規定による審査の申請の書面について準用する。

第十七条第二項の表を次のように改める。

<p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第十五条第一項</p>	<p>相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継し</p>	<p>相続人</p>

	第十五条第三項		第十五条第四項及び第五項	第十八条第三項
た者	相続人その他の者	審査庁	相続人その他の者	次条に規定する審査請求書 前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）
	相続人	審査庁（審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）	相続人	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十五条第一項の書面 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十五条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期

	第十九条第二項第一号		第十九条第二項第五号	第十九条第四項
	居所	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分庁	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査
間	居所（海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称）	処分	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）	又は財団である場合

	第二十二條第一項	第二十二條第五項	第二十三條
請求をする場合	又は前項各号に掲げる	若しくは管理人、総代又は代理人	第十九條
	に掲げる	又は管理人	<p>又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁</p> <p>又は再調査の請求書若しくは再調査が審査庁</p> <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十五條第一項</p> <p>又は同條第三項において準用する第十九條第二項若しくは第四項</p>
処分庁又は審査庁	前各項	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十五條第三項</p> <p>において準用する第一項</p>	<p>審査庁</p> <p>が審査庁</p>

第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	審査庁
第四十六条第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場	理由

	第五十条第三項	第五十一条第一項
<p>合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	<p>及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>	<p>（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達され</p>
	<p>並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第二項並びに同条第三項において準用する同法第一百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間</p>	<p>に送達された</p>

	た	
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の 処分庁等に限る。）	処分庁

第十七条の次に次の一条を加える。

（海上保安庁長官に対する再審査の申請の書面への押印又は指印）

第十七条の二 第二条の二の規定は、法第二百七十六条第一項の規定による再審査の申請の書面について準用する。

第十八条第二項の表を次のように改める。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人

第十五条第三項	<p>相続人その他の者</p> <p>審査庁</p>	<p>相続人</p> <p>再審査庁（再審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。）</p>
第十五条第四項及び第五項	<p>相続人その他の者</p>	<p>相続人</p>
第十八条第三項	<p>次条に規定する審査請求書</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十六条第一項の書面</p>
	<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第二項並びに同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間</p>

第十九条第二項第一号	居所	居所（海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称）
第十九条第二項第三号	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	原裁決（審査の申請についての裁決をいう。以下同じ。）
第十九条第二項第五号	処分庁	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	又は財団である場合

	又は前項各号に掲げる 若しくは管理人、総代又は代理人	に掲げる 又は管理人
第二十三条	第十九条	刑事収容施設及び被収容者等の処遇 に関する法律第二百七十六条第一項 又は同条第三項において準用する第 十九条第二項若しくは第四項
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁であ る審査庁	再審査庁
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	再審査庁
第四十六条第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用があ る場合を除く。）	場合
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適	場合

	用がある場合を除く。)	
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達され	に送達された

	た	
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁

第二十条第二項の表を次のように改める。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十七条第一項の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期

	第二十二條第一項	第二十二條第五項	第二十三條
	処分につき、処分庁	処分庁又は審査庁 前各項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書 審査庁 第十九條
間	行為につき、海上保安留置業務管理者	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第三項において準用する第一項	同条第一項の書面 申告先 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項 申告先である行政庁

第五十条第一項第四号				第三十九条	第二十七条第一項
理由（第一号の主文が審理員意見書	裁決書	審査庁		審理員	裁決
理由	通知書	申告先である行政庁	は 第一項又は第二項の規定による通知 において準用する同法第六十四条 に関する法律第二百七十七条第三項 刑事収容施設及び被収容者等の処遇	申告先である行政庁	第一項又は第二項の規定による通知 刑事収容施設及び被収容者等の処遇 に関する法律第二百七十七条第三項 において準用する同法第六十四条

		第五十条第三項		
再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求	裁決を	審査庁は、再審査請求	又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	
当該申告をすべき行政庁並びに同法	通知書に当該申告	同法第二百七十七条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知を	申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第一項の規定による申告	

第二十二條第二項の表を次のように改める。

	<p>査請求期間（第六十二條に規定する期間をいう。）</p>	<p>第二百七十八條第二項及び同條第三項において準用する同法第二百五十八條第二項に規定する期間</p>
<p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第十八條第三項</p>	<p>次條に規定する審査請求書</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十八條第一項の書面</p>
<p>前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）</p>	<p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八條第二項及び同條第三項において準用する同法第二百五十八條第二項に規定する期</p>	

	第二十三条	第二十七条第一項	第三十九条	第五十条第一項
	第十九条	審査庁	裁決	審理員
間	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第一項	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知	申告先である行政庁
第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第六十四条			

第五十条第一項第四号	裁決書	審査庁	
	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	通知書	は 申告先である行政庁
理由			

（更生保護法施行令の一部改正）

第三十条 更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の一条を加える。

（審査請求書の送付）

第六条の二 法第九十三条第二項（売春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定

による審査請求書の送付は、審査会に対しては審査請求書の正本によって、地方委員会に対しては審査請求書の副本によってする。

第五章 外務省関係

(外務公務員法施行令の一部改正)

第三十一条 外務公務員法施行令(昭和二十七年政令第四百七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 懲戒処分についての審査請求に関する審査の手續

第九条の見出しを「(審査請求書)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第二項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同項第五号及び第七号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十条中「不服申立てが不適法であつて補正することができるときは」を「審査請求書が前

条の規定に違反する場合には」に、「補正を命ずることができる」を「期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない」に改め、同条ただし書中「不適法が軽微なもの」を「違反の程度が軽微」に改める。

第十一条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第四項中「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同項ただし書中「但し、不服申立人」を「ただし、審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十四条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十五条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第十九条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定

又は」を削り、同項ただし書中「補正することができるもの」を「、審査請求書が第九条の規定に違反する場合」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第二項中「決定又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第三項中「決定又は」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「決定書又は」を削る。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十三条中「本章」を「この章」に、「除外」を「除くほか」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第六章 財務省関係

(税理士法施行令の一部改正)

第三十二条 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

（関税法施行令の一部改正）

第三十三条 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項第一号口中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中異議申立て」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中再調査の請求」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三十四条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の二第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に改める。

（国税通則法施行令の一部改正）

第三十五条 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(再調査の請求書の添付書面)

第三十一条の二 法第八十一条第二項(再調査の請求書の記載事項等)に規定する再調査の請求書には、再調査の請求人が代理人によつて再調査の請求をする場合にあつては代理人の権限を証する書面を、再調査の請求人が総代を互選した場合にあつては総代の権限を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

第三十二条の見出しを「(審査請求書の添付書類等)」に改め、同条中「記載事項」を「記載事項等」に、「に、同条第一項第三号」を「(以下この条及び次条において「審査請求書」という。)」に、法第八十一条第一項第三号」に、「添付する」に改め、同条に次の三項を加える。

- 2 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。
- 3 審査請求書の正本には、審査請求人が代理人によつて審査請求をする場合にあつては代理人の権限を証する書面を、審査請求人が総代を互選した場合にあつては総代の権限を証する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 第二項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法

律第五百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、第二項の規定に従って審査請求書が提出されたものとみなす。

第三十二条の次に次の二条を加える。

（審査請求書の送付）

第三十二条の二 法第九十三条第一項後段（答弁書の提出等）の規定による審査請求書の送付は、審査請求書の副本（法第一百十二条第三項（誤った教示をした場合の救済）の規定の適用がある場合にあつては、審査請求書の写し。次項において同じ。）によつてする。

2 前条第四項に規定する場合において、当該審査請求に係る電磁的記録（法第三十四条の六第三項（納付受託者の帳簿保存等の義務）に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）については、審査請求書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

（答弁書の提出）

第三十二条の三 答弁書は、正本並びに当該答弁書を送付すべき審査請求人及び参加人（法第九十九条第三

項（参加人）に規定する参加人をいう。以下同じ。）の数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁がされた場合には、前項の規定に従って答弁書が提出されたものとみなす。

3 法第九十三条第三項（答弁書の提出等）の規定による答弁書の送付は、答弁書の副本によつてする。

4 第二項に規定する場合において、当該答弁に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

第三十三条中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改め、「審査請求人」の下に「及び参加人」を加える。

第三十三条の次に次の一条を加える。

（反論書等の提出）

第三十三条の二 法第九十五条第一項（反論書等の提出）に規定する反論書（以下この条において「反論

書」という。)は、正本並びに当該反論書を送付すべき参加人及び原処分庁(法第九十三条第一項(答弁書の提出等)に規定する原処分庁をいう。以下この項及び第三十八条第二項(権限の委任等)において同じ。)の数に相当する通数の副本を、法第九十五条第二項に規定する参加人意見書(以下この条において「参加人意見書」という。)は、正本並びに当該参加人意見書を送付すべき審査請求人及び原処分庁の数に相当する通数の副本を、それぞれ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従って反論書又は参加人意見書が提出されたものとみなす。

3 法第九十五条第三項の規定による反論書又は参加人意見書の送付は、反論書又は参加人意見書の副本によつてする。

4 第二項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、反論書又は参加人意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

第三十六条を削る。

第三十五条中「第九十八条第三項」を「第九十八条第四項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(通話者等の確認)

第三十五条 担当審判官は、法第九十七条の二第二項（審理手続の計画的遂行）の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(交付の求め等)

第三十五条の二 法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 交付に係る法第九十七条の三第一項に規定する書類（以下この条において「対象書類」という。）
又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下この条において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- 二 対象書類又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次項各号に掲げる交付の方法をいう。）
- 三 対象書類又は対象電磁的記録について第八項に規定する送付による交付を求める場合にあつては、

その旨

2 法第九十七条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

一 対象書類の写しの交付にあつては、当該対象書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

3 法第九十七条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「手数料」という。）の額は、用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

4 手数料は、財務省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適當でない審査請求として国税庁長官がその範囲及び

手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二 国税不服審判所の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税庁長官が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

5 担当審判官は、法第九十七条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

6 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第九十七条の三第一項の規定による交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を担当審判官に提出しなければならない。

7 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号

(種類)に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならぬ。

8 法第九十七条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めらるゝことができる。この場合において、当該送付に要する費用は、財務省令で定める方法により納付しなければならぬ。

第三十七条第一項中「異議審理庁（法第八十一条第二項（異議申立書の補正）に規定する異議審理庁）」を「再調査審理庁（法第八十一条第三項（再調査の請求書の記載事項等）に規定する再調査審理庁）」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、「同じ。」の下に「若しくは国税庁長官」を加え、「法第百五条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「異議審理庁」を「再調査審理庁若しくは国税庁長官」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(代理人等の権限の証明等)

第三十七条の二 法第一百七条第一項（代理人）（法第九十九条第三項（参加人）において準用する場合を含む。）の代理人の権限は、第三十一条の二（再調査の請求書の添付書面）及び第三十二条第三項（審査請求書の添付書類等）の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第一百七条第二項ただし書（法第九十九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 前項の代理人がその権限を失ったときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長等（法第百四条第一項（併合審理等）に規定する国税不服審判所長等をいう。）に届け出なければならない。

3 第一項前段及び前項の規定は、総代について準用する。

第三十八条第一項第一号中「補正」を「審査請求書の補正」に、「第六項」を「第三項」に、「第九十条」を「第九十四条第一項」に、「並びに法」を「法」に改め、「参加人」の下に「並びに法第百十二条第二項及び第四項（誤った教示をした場合の救済）」を加え、同条第二項中「法第九十三条第一項に規定する」を削り、同条第三項中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）」を「情報通信技術利用法」に改め、同条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術利用法」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第三十六条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号二中「異議申立て、」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第七章 文部科学省関係

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第三十七条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に改める。

第八章 厚生労働省関係

(児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正)
第三十八条 次に掲げる政令の規定中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十七条第二項」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項」に改める。

- 一 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第四十四条の七
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十九条

(検疫法施行令の一部改正)

第三十九条 検疫法施行令(昭和二十六年政令第三百七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四中「第十六条の二第六項」を「第十六条の二第四項」に改める。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正)

第四十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令(昭和二十八年政令第百九十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第八号及び第九号中「氏名及び住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

十一 法第四条第一項の期間又は法第三十二条第一項若しくは第二項の期間の経過後に審査請求又は再審査請求をする場合においては、法第四条第一項ただし書（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する正当な事由

第二条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第三号中「第九号まで」の下に「及び第十一号」を加える。

第六条の二中「審査会」を「社会保険審査会（以下「審査会」という。）」に、「再審査請求を」を「再審査請求の手續を」に改める。

第七条第三項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第三号、第四号及び第八号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第八条を次のように改める。

（通話者等の確認）

第八条 審査官又は審査会は、法第十一条の二第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

第八条の次に次の五条を加える。

（交付の求め）

第八条の二 法第十一条の三第一項（法第四十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 交付に係る法第十一条の三第一項に規定する文書（以下「対象文書」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項
- 二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- 三 対象文書又は対象電磁的記録について第八条の六に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

（交付の方法）

第八条の三 法第十一条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものと

する。

一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（手数料の額等）

第八条の四 法第十一条の三第四項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（以下第八条の六までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力さ

れた用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求又は再審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 管轄審査官が属する各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）又は審査会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十条の三第一項の規定による交付を求める場合において、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

(手数料の減免)

第八条の五 審査官又は審査会は、法第十一条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人若しくは法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人又は当事者（原処分をした保険者を除く。）（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十一条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十一条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官又は審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条第一項各号

に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第八条の六 法第十一条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

第九条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。
第十条第一項中「決定書には」の下に「、同項各号に掲げる事項のほか」を加え、同項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同条第二項中「第四十三条第一項」を「第四十三条」に改め、「裁決書には」の下に「、同条各号に掲げる事項のほか」を加え、同項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第四号中「から第六号まで」を削る。

第十一条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十三条第二項中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改める。

(厚生年金保険法施行令の一部改正)

第四十一条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の表を次のように改める。

第九十一条の二	第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び第九十条第一項の再審査請求		附則第二十九条第六項の審査請求
	除く。）及び第四章		除く。）
第九十一条の三	第九十条第一項	附則第二十九条第六項	
	社会保険審査官の決定	社会保険審査会の裁決	

(労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正)

第四十二条 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第四条第一項第一号中「氏名及び住所」の下に「又は居所」を加え、同項第二号及び第三号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

十 法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由

第十条中「審査請求を」を「審査請求の手続を」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第二項第三号、第四号、第七号及び第九号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十四条の次に次の六条を加える。

（通話者等の確認）

第十四条の二 審査官は、法第十六条の二第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(交付の求め)

第十四条の三 法第十六条の三第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第十六条の三第一項に規定する文書（以下「対象文書」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三 対象文書又は対象電磁的記録について第十四条の七に規定する送付による交付を求める場合にあつ

ては、その旨

(交付の方法)

第十四条の四 法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（手数料の額等）

第十四条の五 法第十六条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下第十四条の七までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙について

は、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十

六条の三第一項の規定による交付を求める場合において、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

(手数料の減免)

第十四条の六 審査官は、法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十六条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十六条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

らない。

(送付による交付)

第十四条の七 法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができ、この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

第十五条第一項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第十七条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条第一号、第三号及び第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 事案の概要

七 審査請求人、原処分をした行政庁及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の主

張の要旨

第十八条第二項第四号及び第二十条第二項中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第二十四条第一項第一号中「氏名及び住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

九 法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第八条第一項ただし書に規定する正当な理由

第二十六条第一項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第三十二条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に、「署名押印する」を「記名押印する」に改め、同条第一号、第二号及び第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 事案の概要

七 当事者の主張の要旨

第三十三条第一項中「、第十二条」を削り、「第十四条」の下に「から第十四条の七まで」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十四条の五第二項第二号中「管轄審査官の属する都道府県労働局」とあるのは

、「労働保険審査会」と読み替えるものとする。

(国民健康保険法施行令の一部改正)

第四十三条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「以下」及び「の各号」を削り、同条各号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第三十五条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十七条第二項」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項」に改める。

第三十七条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。次項第一号において同じ。)」を、「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 事案の概要

八 審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。次項第六号において同じ。

)の主張の要旨

第三十七条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同項第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 事案の概要

六 審理関係人の主張の要旨

(国民年金法施行令の一部改正)

第四十四条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条の四の表以外の部分中「の規定により」を「において」に改め、同条の表を次のように改める。

<p>第一百一条第五項</p>	<p>第一項の審査請求及び再審査請求</p>	<p>附則第九条の三の二第五項の審査請求</p>
<p>第一百一条の二</p>	<p>除く。)及び第四章 前条第一項に規定する処分(被保険者の資格に関する処分又は給付に関する処分(共</p>	<p>除く。) 附則第九条の三の二第五項に規定する処分</p>

<p>社会保険審査官の決定</p>	<p>済組合等が行った障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。）に限る。）</p>
<p>社会保険審査会の裁決</p>	

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四十五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「審査請求（」の下に「当該都道府県知事又は」を加え、「、異議申立て」及び「又は決定」を削り、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に、「第四十八条及び第五十六条」を「第六十六条第一項」に、「当該都道府県知事」を「審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）」に、「陳述させ」を「陳述を求め」に改める。

(介護保険法施行令の一部改正)

第四十六条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第四十九条中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十七条第二項」を「行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項」に改める。

第五十条第一号中「参加人」の下に「(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。)」を、「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第三号中「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 事案の概要

八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正)

第四十七条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第四十七条第一号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第四十九条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十七条第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項」に改める。

第五十条第一号中「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）」を、「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条第三号中「住所」の下に「若しくは居所」を加え、同条第四号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 事案の概要

八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正）

第四十八条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号

）の一部を次のように改正する。

第七条の表に次のように加える。

第二十五条第七項	第十九条第三項又は第五項	第二十六条において読み替えて準用する第十九条第三項又は第五項
----------	--------------	--------------------------------

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第四十九条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三条第三号」を「第三条第一項第三号」に改め、同条第二項中「国民年金」を「（国民年金）」に改める。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五十条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第八十三条第四項の表以外の部分中「第三項並びに」を削り、「改正後審査会法第三条第二号」を「社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条第一項第二号」に改め、同項の表平成二十五年改正法附則第二百二十二条第二項の規定により読み替えられた改正後審査会法第三条第二号の項中「改正後審査会法第三条第二号」を「社会保険審査官及び社会保険審査会法第三条第一項第二号」に改める。

第九章 農林水産省関係

(土地改良法施行令の一部改正)

第五十一条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法施行令の準用)

第三条の二 法第九条第一項(法第四十八条第九項、法第九十五条第三項及び法第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。)の異議の申出には、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)中審査請求に関する規定(同令第十七条を除く。以下同じ。)を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第四十八条の四の次に次の一条を加える。

（異議の申出に関する規定の準用）

第四十八条の四の二 法第五十二条の三第一項（法第五十三条の四第二項（法第九十六条及び法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、法第九十六条及び法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、第三条の二の規定を準用する。

第七十二条の四の次に次の見出し及び二条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第七十二条の五 法第九十八条第三項（法第一百一十一条において準用する場合を含む。）の異議の申出又は法第九十八条第五項（法第一百一十一条において準用する場合を含む。）の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令中再調査の請求に関する規定又は審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第七十二条の六 法第九十九条第七項（法第百条第二項（法第一百一十一条において準用する場合を含む。）及び法第百条の二第二項（法第一百一十一条において準用する場合を含む。）及び法第一百一十一条において準用

する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令中審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（漁業法施行令の一部改正）

第五十二条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「（昭和二十五年政令第八十九号）」の下に「第十五条の二（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）」を、「この場合において」の下に「同令第十五条の二中「公職選挙法」とあるのは「漁業法第九十四条において準用する公職選挙法」と」を加える。

（肥料取締法施行令の一部改正）

第五十三条 肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第八条 法第三十四条第二項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産

省令」と読み替えるものとする。

(漁業登録令の一部改正)

第五十四条 漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号及び第三十二条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第三十四条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(家畜取引法施行令の一部改正)

第五十五条 家畜取引法施行令(昭和三十二年政令第九号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「家畜取引法」の下に「(以下「法」という。)」を加え、「当り」を「当たり」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「いずれか」を「いずれか」に改め、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、本則第二項中「当り」を「当たり」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「(市場再編整備地域の指定に係る最低基準)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法施行令の準用)

第二条 法第三十一条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百

九十一号) 第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

(農業機械化促進法施行令の一部改正)

第五十六条 農業機械化促進法施行令(昭和四十年政令第二百九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(行政不服審査法施行令の準用)

第五条 法第十三条第二項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

(農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正)

第五十七条 農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第八条の二 法第十一条第三項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出又は法第十一条第五項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（土地改良法施行令の準用）

第十三条の二 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定を準用する。

（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部改正）

第五十八条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（行政不服審査法施行令の準用）

第九条の二 法第六十三条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

（集落地域整備法施行令の一部改正）

第五十九条 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（土地改良法施行令の準用）」に改め、同条中「法第十二条」を「土地改良法

施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第十二条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第十二条」に、「は、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を」を「、それぞれ」に改める。

（市民農園整備促進法施行令の一部改正）

第六十条 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(土地改良法施行令の準用)」に改め、同条中「法第六条」を「土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第七十二条の六の規定は法第六条において準用する土地改良法第十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第六条」に、「は、土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)第七十四条の規定を」を、「それぞれ」に、「同条」を「同令第七十条の六及び第七十四条」に改める。

(漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令の一部改正)

第六十一条 漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令(平成十三年政令第三百七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

漁船法施行令

本則中「漁船法」の下に「(以下「法」という。)」を加え、「同法」を「法」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「(指定認定機関等の指定の有効期間)」を付し、同条の次に次の一条を加える。

(行政不服審査法施行令の準用)

第二条 法第四十八条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

第十章 経済産業省関係

(外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手續に関する政令の一部改正)

第六十二条 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手續に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を削る。

第四条第一項中「主務大臣（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）第四条に規定する主務大臣をいう。以下」を「審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。次条において）」に改め、「又は異議申立て」、「これを却下する場合を除き」及び「又は異議申立人」を削り、同条を第二条とする。

第五条の前の見出しを削り、同条中「主務大臣又はその指名する職員」を「審理員」に改め、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（意見聴取会）」を付し、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

第八条中「若しくは異議申立人」及び「又は異議申立て」を削り、同条ただし書中「又は異議申立書」を削り、同条を第六条とする。

第九条中「若しくは異議申立人、利害関係人又はこれら」を「又は利害関係人」に改め、同条を第七条とする。

第十条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第八条とする。

第十一条中「若しくは異議申立人」を削り、同条を第九条とする。

第十二条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（調書）」を付する。

第十三条中「署名押印しなければ」を「記名押印しなければ」に改め、同条第四号中「又は異議申立人」を削り、同条を第十一条とする。

第十四条中「又は異議申立人」を削り、同条を第十二条とする。

第十五条を削る。

(鉱業登録令の一部改正)

第六十三条 鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一号中「若しくは異議申立て」を削る。

第三十七条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「職権で予告登録をしなければ」を「経済産業省令で定めるところにより、職権で、予告登録をし、又は命令書に審査請求書を添付して予告登録を命令しなければ」に改め、同条第二項中「経済産業大臣又は」及び「審査請求又は」を削り、「あつた」を「あつた」に改め、「命令書又は」、「審査請求書又は」及び「命令し、又は」を削る。

第三十八条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「予告登録を抹消しなければ」を「、予告登録を抹消し、又は予告登録の抹消を命令しなければ」に改め、同条第二項中「経済産業大臣又は」、「審査請求又は」、「裁決若しくは」、「審査請求若しくは」及び「命令し、又は」を削る。

(特定鉱業権関係登録令の一部改正)

第六十四条 特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同項第二号中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第十二条の見出しを「（予告登録の抹消）」に改め、同条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同条第二項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第三項中「のまつ消」を「の抹消」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第十三条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令の一部改正）

第六十五条 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、第五十六条」を削る。

(弁理士法施行令の一部改正)

第六十六条 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第九号中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」の規定」に改め、「又は同法による異議申立てに係る異議申立書」を削る。

第十一章 国土交通省関係

(水害予防組合職員賠償責任及身元保証令の一部改正)

第六十七条 水害予防組合職員賠償責任及身元保証令（明治四十一年勅令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ当該都道府県知事ハ行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及第三項並ニ第四十六条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ管理者ノ上級行政庁ト看做ス

(船舶安全法施行令の一部改正)

第六十八条 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「乃至第三項」を「乃至第四項」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第六十九条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四百四十七条の四を第四百四十七条の五とし、第四百四十七条の三の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審査）

第四百四十七条の四 法第九十四条第三項の口頭審査については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第七十条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表法第三十八条第一項、第六十三条第四項並びに第六十九条第一項及び第二項の項中「第三十八条第一項、」を削る。

（道路法施行令の一部改正）

第七十一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の七第一項の表第十三条第四項、第五十三条第二項、第九十六条第三項の項中「、第九十六条第三項」を削り、同表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項の項中「第九十六条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表に次のように加える。

第九十六条第二項	都道府県の知事	指定市の長	指定市以外の市の長
第一条の七第二項の表第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項の項中「第九十六条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同表第九十六条第三項の項を次のように改める。	都道府県の知事	町村の長	
第九十六条第二項	又は市町村である道路管理者	若しくは市町村である道路管理者又は指定市以外の市町村	

		又は当該市町村の長	
都道府県である道路管理者		若しくは当該市町村の長又は当該指定市以外の市町村の長	
		都道府県である道路管理者又は指定市以外の市町村	

第三十九条第二項第五号中「第九十六条第二項前段又は第三項前段」を「第九十六条第二項若しくは第三項の規定による再審査請求又は同条第四項」に改める。

(土地区画整理法施行令の一部改正)

第七十二条 土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(意見書の内容の審査の方法)

第三条の二 法第二十条第四項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)
又は第五十一条の八第四項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)
において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第一

項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第二十条第四項又は第五十一条の八第四項において準用する行政不服審査法第三十条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

2 法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県都市計画審議会」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

3 法第六十九条第四項（同条第十項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施

行令第八条の規定を、法第六十九条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

4 法第七十一条の三第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第七十一条の三第九項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（都市公園法施行令の一部改正）

第七十三条 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号中「第三十四条第一項前段又は第三項前段」を「第三十四条第一項若しくは第二項の

規定による再審査請求又は同条第三項」に改める。

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第七十四条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項及び第四項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八

条の十七第一項、第四十八条の十八第一項から第三項まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項及び第五項、第一百三十四条第四号及び第五号、第一百四十四条第一号、第三号及び第四号、第一百五十五条、第一百六条第一号の項中「第九十六条第三項及び第五項」を「第九十六条第三項から第五項まで」に改め、同表第九十六条第二項の項を次のように改める。

第九十六条第二項		
都道府県又は市町村である道路管理者	当該都道府県の知事又は当該市町村の長	道路管理者がした
有料道路管理者	当該有料道路管理者である都道府県又は市町村の長	有料道路管理者がした

(領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部改正)

第七十五条 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令(昭和三十七年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

本則に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、国土交通大臣に代えて、当該不作為に係る領事官に対してすることもできる。

(ダム使用权登録令の一部改正)

第七十六条 ダム使用权登録令(昭和四十二年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第二十二条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三条第一項中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(都市計画法施行令の一部改正)

第七十七条 都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条の二」に、「第三十六条の二・第三十六条の三」を「第三十

六条の三・第三十六条の四」に改める。

第三章第一節の二中第三十六条の三を第三十六条の四とし、第三十六条の二を第三十六条の三とし、同章第一節中第三十六条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第三十六条の二 法第五十条第三項の口頭審理については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、

同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

第三十八条の二中「第三十六条の二各号」を「第三十六条の三各号」に改める。

第三十八条の三中「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第七十八条 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（意見書の内容の審査の方法）

第三条の二 法第十六条第四項（法第三十八条第二項、法第五十条の六及び法第五十条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、法第五十三条第二項（法第五十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第五十三条第二項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事」とあるのは、「地方公共団体」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用す

る行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述並びに法第五十八条第三項及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第七十九条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（口頭審理についての準用）

第十六条の二 法第二十条第三項の口頭審理については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八十条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第

三百六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(意見書の内容の審査の方法)

第二十条の二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項(法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については、土地区画整理法施行令第三条の二第一項の規定を準用する。

2 法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第五項(同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については、土地区画整理法施行令第三条

の二第二項の規定を準用する。

3 法第五十九条第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第五十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「国土交通大臣等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。第五十条の表第三条の項の次に次のように加える。

第三条の二第一項	法第二十条第四項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用
----------	--	--

	<p>じ。)又は第五十一条の八第四項(法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</p>	<p>する土地区画整理法第二十条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項</p>
<p>法第二十条第四項又は第五十一条の八第四項</p>	<p>する土地区画整理法第二十条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項</p>	<p>する土地区画整理法第二十条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項</p>

(農住組合法施行令の一部改正)

第八十一条 農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（都道府県知事に対する異議の申出及び収用委員会に対する裁決の申請についての土地改良法施行令の準用）」に改め、同条中「第十一条」の下に「において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出については土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の規定を、法第十一条」を加え、「土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）」を「同令」に改め、「規定を」の下に「、それぞれ」を加え、「同条」を「同令第七十二条の六及び第七十四条」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正)

第八十二条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第二十五条」を「―第二十五条の二」に改める。

第四章第二節第一款中第二十五条の次に次の一条を加える。

(意見書の内容の審査についての行政不服審査法施行令の準用)

第二十五条の二 法第四百十条第五項(法第五百五十七条第二項、第六百六十九条及び第七十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条の規定を、法第四百十条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。

この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、法第八十一条第二項(法第八十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する法第四百十条第五項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第八十一条第二項において準用する法第四百十条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前項中「審理員」とあるのは「審理員は」と、「都道府県知事」とあるのは「密集市街地にお

る防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第七十九条第一項前段の地方公共団体は」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「同項前段の地方公共団体」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第八十八条第三項及び第四項において準用する法第四百十条第五項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述並びに法第八十八条第三項及び第四項において準用する法第四百十条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令の一部改正）

第八十三条 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

(意見書の内容の審査の方法)

第一条の二 法第十一条第四項(法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)第八条の規定を、法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等(マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。)は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。

(景観法施行令の一部改正)

第八十四条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

（景観農業振興地域整備計画の案に係る異議の申出及び審査の申立て）

第十五条の二 法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項（法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第五項（法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八条の二の規定を準用する。

第十二章 防衛省関係

（自衛隊法施行令の一部改正）

第八十五条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 審査請求

第六十五条の見出しを「(審査請求の方式)」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、同条第二項中「又は異議申立書」を削り、同条第三項中「又は異議申立書」を削り、「添付する」を「添付する」に改める。

第六十五条の二の見出しを「(審査請求書の記載事項)」に改め、同条中「又は異議申立書」、「の各号」、「(異議申立書にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)」及び「又は異議申立人」を削り、同条第四号及び第六号中「又は異議申立て」を削る。

第六十六条第一項中「又は異議申立て」及び「又は異議申立人」を削る。

第七十三条第一項及び第二項中「又は異議申立人」を削り、同項ただし書中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立人」を削る。

第七十四条中「又は異議申立て」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「又は異議申立書」及び「又は異議申立人」を削る。

第七十四条の三中「又は異議申立人」を削り、同条に次の二項を加える。

2 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

3 防衛人事審議会は、審査請求人から反論書の提出があつたときは、その副本を処分者に送付しなければならぬ。

第七十四条の三を第七十四条の四とする。

第七十四条の二第一項中「又は異議申立て」及び「又は異議申立書」を削り、「ことができる」を「もとする」に改め、同条第三項中「又は異議申立人」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 弁明書には、処分内容及び理由を記載しなければならない。

第七十四条の二を第七十四条の三とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

(審理手続の計画的進行)

第七十四条の二 当事者及び防衛人事審議会は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第七十五条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「又は異議申立人」を削る。

第七十五条の二中「又は異議申立人」を削り、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 処分者は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、防衛人事審議会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第七十五条の四を削る。

第七十五条の三中「若しくは異議申立人」を削り、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改め、同条を第七十五条の四とする。

第七十五条の二の次に次の一条を加える。

(物件の提出要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、その提出された物件を留め置くことができる。

第七十五条の五第一項中「若しくは異議申立人」を削り、同条第二項中「又は異議申立人」を削る。

第七十五条の六の見出しを「(当事者への質問)」に改め、同条中「若しくは異議申立人」を削り、「

審査請求人又は異議申立人を審尋する」を「審査請求に係る事件に関し、当事者に質問する」に改める。

第七十五条の八の見出しを「（審査請求人による提出書類等の閲覧）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は異議申立人は」を「は、第七十七条の二第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間」に、「処分者から提出された書類その他の物件の閲覧」を「提出書類等（第七十五条の二第二項又は第七十五条の三の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を防衛人事審議会が定める方法により表示したものの閲覧）」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、防衛人事審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第七十五条の八第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条を第七十五条の九とする。

第七十五条の七中「若しくは異議申立人の意見」を「の意見」に、「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に、「又は前条」を「第七十五条の六」に、「審査請求人若しくは異議申立人の審尋をさせる」を「当事者に対する質問をさせ、又は前条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせる」に改め、同条を第七十五条の八とする。

第七十五条の六の次に次の一条を加える。

（審理手続の計画的遂行）

第七十五条の七 防衛人事審議会は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜^{そう}しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、当事者を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 防衛人事審議会は、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、防衛人事審議会及び当事者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴

取を行うことができる。

3 防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

4 防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第七十七条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを当事者に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

第七十六条第一項中「又は異議申立て」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「審査請求人又は異議申立人の」を「審査請求人の」に、「基き」を「基づき」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号及び同条第二項中「又は異議申立人」を削る。

第七十七条中「又は異議申立人」を削る。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(審理手続の終結)

第七十七条の二 防衛人事審議会は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第七十四条の三第一項 弁明書

ロ 第七十四条の四第一項後段 反論書

ハ 第七十五条の二第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

ニ 第七十五条の三前段 書類その他の物件

二 審査請求人が、正当な理由なく、口頭審理又は第七十五条第四項の規定による意見の陳述に出頭しないとき。

3 防衛人事審議会が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、当事者に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

第七十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項中「又は異議申立人」、「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第七十九条第一項中「又は異議申立て」を削り、同項ただし書中「又は異議申立人」を削り、同条第二項中「又は異議申立て」を削り、同条第三項中「又は異議申立て」を削り、「又は一部を取り消すべき旨」を「若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、防衛人事審議会は、審査請求人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

第七十九条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改める。

第八十条の見出し中「又は決定」を削り、同条中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、「書面で行ない、かつ、理由を附し」を「次に掲げる事項を記載し」に、「これに記名押印しなければ」を「記

名押印した裁決書によりしななければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者の主張の要旨

四 理由

第八十一条の見出し中「又は決定」を削り、同条第一項中「又は決定」及び「又は異議申立人」を削り、「送達することによつて」を「送達された時に」に改め、同条第二項中「裁決又は決定」を「裁決」に改め、「又は決定書」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「又は決定書」を削る。

第八十三条第一項中「又は決定を行なつた」を「を行つた」に、「一に該当する」を「いずれかに該当する」に改め、「若しくは異議申立人」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第一号中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号及び第四号並びに同条第二項中「又は決定」を削り、同条第三項中「又は異議申立て」を削る。

第八十五条中「又は異議申立て」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの政令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの政令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(公認会計士法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条第一号の規定による改正後の公認会計士法施行令第二十七条第六項の規定は、同条第五項の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の公認会計士法施行令第二十七条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

2 第二条第二号の規定による改正後の金融商品取引法施行令第十五条の十四第六項の規定は、同条第五項

の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の金融商品取引法施行令第十五条の十四第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

3 第二条第三号の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第六条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第六条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

4 第二条第四号の規定による改正後の保険業法施行令（次項から第八項までにおいて「新保険業法施行令」という。）第十三条の四第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の保険業法施行令（次項から第八項までにおいて「旧保険業法施行令」という。）第十三条の四第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

5 新保険業法施行令第二十六条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配

当について適用し、旧保険業法施行令第二十六条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

6 新保険業法施行令第三十三条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧保険業法施行令第三十三条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

7 新保険業法施行令第三十八条の六第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧保険業法施行令第三十八条の六第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

8 新保険業法施行令第四十三条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧保険業法施行令第四十三条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

9 第二条第五号の規定による改正後の信託業法施行令第十一条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の信託業法施行令第十一条第

五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

- 10 第二条第六号の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令（次項において「新資金決済法施行令」という。）第十一条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、同号の規定による改正前の資金決済に関する法律施行令（次項において「旧資金決済法施行令」という。）第十一条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

- 11 新資金決済法施行令第十九条第六項の規定は、同条第五項の規定により施行日以後に行う公示に係る配当について適用し、旧資金決済法施行令第十九条第五項の規定により施行日前に行った公示に係る配当については、なお従前の例による。

（公職選挙法施行令の一部改正に伴う経過措置）

- 第四条 第七条の規定による改正後の公職選挙法施行令第二百二十九条の八の規定は、施行日以後にその期日を告示される地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る不服申立てについて適用する。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第十五条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（以下この条において「新合併特例法施行令」という。）第二十条及び第二十二條の規定（これらの規定を新合併特例法施行令第三十二條において読み替えて準用する場合を含む。）は、施行日以後にその期日を告示される市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第十四項又は第五条第二十一項の規定による投票（以下この条において「合併協議会設置協議についての投票」という。）に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された合併協議会設置協議についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第十七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第六条及び第八条の規定は、施行日以後にその期日を告示される大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七条第一項の規定による投票（以下この条において「特別区の設置についての投票」という。）に係る不服申立てについて適用し、施行日前にその期日を告示された特別区の設置についての投票に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

(地方住宅供給公社法施行令等の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第三十六条の三」を「第三十六条の四」に改める。

- 一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十七号
- 二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第 二百八十四号）第十五条第一項第十一号
- 三 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第二十三号
- 四 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第十九号
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十四号
- 六 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十三号
- 七 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第四十号
- 八 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第三十四条第一項第二十六号
- 九 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十八条第一項第二

十七号

(復興庁組織令の一部改正)

第八条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)の項中「第二十二條第一項」を「第二十一條第一項」に改める。

理由

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関する政令その他の関係政令について規定の整備をする必要があるからである。